

転出届並びに転出証明書郵送請求書

異動日 (住み始めた日)	年 月 日			
これからの住所	(アパート名等)	世帯主		
これまでの住所	笛吹市 (アパート名等)	世帯主		
異動者 (転出される方全員をご記入ください)	氏名(ふりがな)		生年月日	職員記入欄
	1	年 月 日	個人番号カード 有・無
	2	年 月 日	個人番号カード 有・無
	3	年 月 日	個人番号カード 有・無
	4	年 月 日	個人番号カード 有・無
	5	年 月 日	個人番号カード 有・無

届出日	令和 年 月 日
届出人署名	
電話番号 (日中の連絡先)	() —

【個人番号カードをお持ちの方へ】	
有効期限内の個人番号カードをお持ちの方は、特例による転出・転入(通常転出時に発行する転出証明書の代わりに個人番号カードを使った転入)を行うことができます。希望される方は「希望する」に○を付けてください。 ※異動日(住み始めた日)から14日以上を過ぎての届出の場合、カードは失効し特例での届出ができなくなります。	希望する ・ 希望しない
【転出証明書の再発行の方へ】	
転出証明書の再発行を希望される方は「再発行」に○を付けてください。転出証明書の再発行が認められる事由は転出証明書の紛失、汚損、破損、特例による転出を取りやめ、転出証明書の発行を希望される方に限られます。 ※再発行をご希望の場合は定額小為替300円の送付が必要になります。	再発行

【届出に必要なもの】

- ①この届出書(太枠内に記入し、署名捺印して下さい。)
- ②運転免許証、個人番号カード等の顔写真付のものは1点
顔写真付のものがない場合は2点のコピー(期限内のものに限ります。)
- ③320円分(特定記録郵便)の切手を貼った返信用の封筒(新住所のみ送付可能です。)
※③は特例転出、海外転出の方は不要です。
- ④転出証明書再発行ご希望の方に限り定額小為替300円(郵便局で購入)

【送付先】 〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部809番地1 笛吹市役所 戸籍住民課
電話 055-262-4111(代表) 内線242・248

※転出する方の個人番号カードは、新住所での転入手続きが必要となりますので、失くしたり、この請求書と一緒に郵送したりしないようご注意ください。